

平成29年第1回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	平成29年3月22日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月22日午後2時0分宣告（第5日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理 事 岡 田 守 男</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 経 堂 裕 士</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>理事（上下水道課長） 島 野 千 洋</p> <p>税 務 課 長 西 脇 洋 貴</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 任 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

議員提出議案 の 題 目	発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案） 発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 29 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 5 号)

平成 29 年 3 月 22 日 (水)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 13 号 | 平成 29 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 14 号 | 平成 29 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 15 号 | 平成 29 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 16 号 | 平成 29 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 17 号 | 平成 29 年度平群町下水道事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 18 号 | 平成 29 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 19 号 | 平成 29 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 20 号 | 平成 29 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 発議第 1 号 | 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書 (案) |
| 日程第 13 | 発議第 2 号 | 「テロ等組織犯罪準備罪」 (共謀罪) 法案阻止を求める意見書 (案) |
| 日程第 14 | 発議第 3 号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、平成 29 年平群町議会第 1 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第 1 議案第 6 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員会委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（森田 勝）

皆さん、こんにちは。

文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 2 日に開催された平群町議会第 1 回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた議案第 6 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について、3 月 9 日、当委員会を開催しまして審査いたしました結果、その審査内容と審査結果を御報告いたします。

議案第 6 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、年々ふえ続ける医療費に対し、剰余金を活用して低い税率で運営してきたが、財政調整基金を全額取り崩しても 27 年度は 2,600 万円の赤字、28 年度も単年度で 2 億円を超える赤字が予測されることから、29 年度単年度の収支バランスを図るため、国民健康保険税の税率を変更するものです。

この条例改正に対して、本議会で修正案が提出されました。その内容は、町の修正案では加入者の負担が現行の 1.6 倍となり、総額 2 億 5,000 万円もの大幅な増税は加入者の暮らしを大きく圧迫すること。また、農家、小企業、ベンチャー企業への打撃も深刻で、県内トップの税額になり、定住促進の観点から風評被害も深刻である。町民の可処分所得が 2 億 5,000 万減ることか

ら消費も落ち、町内の経済にも大きな影響が出る。引き上げは仕方ないとしても、負担をできる限り抑え、人口流出にもつながらない近隣自治体とも整合性のある負担にすべきです。改正案との差額1億2,500万の財源は、一般被保険者の給付費の伸びを28年度決算見込みから3%にすることや、予算上、計上する必要のない予備費の減額等で賄えるというものです。

主な質疑では、住民生活を破壊するほどの大幅な引き上げにより、国保徴収法の差し押さえ禁止の基礎となる金額を下回る可処分所得になることについての町の見解をただされ、非常に心苦しいが、28年度収入において、国民健康保険税から18%、国から24%、他の保険者が37%、県から7%の財源があっても10%の赤字が予測され、毎年1億2,500万が棚上げされる修正案の改正では、30年度以降に今以上の増税をしなければならず、それこそ被保険者の生活が成り立たない事態に陥る。低所得者には減免制度もあり、最低限の保障はされているので、財政を健全化し、29年度に新しい赤字を生まない町改正案しかないと考えているとの答弁がありました。

滞納となっても徴収できない改正は本末転倒で、30年度から広域化に制度が大きく変わる中で、国の対応が変わってくる可能性もあり、修正案提出議員はどのように考えているのかただされ、国会でも議論され、可処分所得が生活保護世帯以下とならないよう、国も軽減の研究をすることだったが、町の改正案では、年収240万の2人世帯は2割軽減にも該当せず、国民健康保険税と年金を支払えば可処分所得は13万8,000円になり、明らかに生活保護世帯以下の生活水準になる。修正案は、生駒市や三郷町並みの課税でそこまですでに、近隣とも整合性がとれるとの答弁が修正案提出議員よりありました。

加入者に2億5,000万円増税することは、個人住民税を現在の倍近く増税するのと同じインパクトがあるが、特別会計だから簡単に提案しているように感じる。国保運営協議会で一般財源から何とかできないか議会で議論してほしいとの要望も出ていたが、そのまま提案されたことについてただされ、税金をいただいている住民の了解なしに他の会計から財源を持つてくることはできない。町が努力できることは健康増進政策と国に制度の見直しを要望することで、今後のことがわからないから先延ばしという無責任なことは平群町長としてやってはいけないという決意で提案しているとの答弁がありました。

医療費は出来高払いで町長に裁量権がないが、なぜ1.6倍の増税になるのかただされ、20年度の税制改正で支援金分を賦課し、前期高齢者の財政調整が図られて、実質的には償還金があったが、25年度まで黒字となり、24年度末で3億7,000万円強の財政調整基金を含む余剰金があった。保険給付の支払いは国・県・他の保険者からの支援と税金で賄うが、医療費は伸びるが

所得は落ちる逆パターンになってきており、税収入が20年度は6億9,800万円あったが、28年度決算見込みは4億3,500万円と、2億6,300万円も減り、医療費に対する税負担が確保できなくなってきたため、実質単年度収支は、26年度は9,800万円の赤字、27年度は1億9,500万円の赤字で、基金を全額取り崩しても2,600万円の赤字となった20年度の改正後、国民健康保険税引き下げの一般質問が4回、請願が2回、発議で条例改正案が3回出され、余剰金があったため、基金を取り崩して税を下げる改正を23年度の資産割全廃を皮切りに4年連続で提案した結果、今回の大幅な増税となり、町長である自分に100%責任があり、衷心より被保険者におわびしなければならない。今後は、この会計については、どのような意見があろうとも、毅然とした態度で安定的・持続的財政運営に邁進していきたいとの答弁がありました。

修正案提出議員は1億2,500万の収入で29年度の収支バランスがとれるという認識なのかただされ、町は20年度に国民健康保険税を1億2,000万上げたときにバランスがとれていると言ったが、結果は1億800万の黒字になった事例もあり、国民健康保険や介護保険は利用者数によって変わるので、あくまでも予算は過去のデータに基づいてつくられているものである。新年度予算で直近の決算見込み比6.2%という医療費の伸びを3%にすると税金の上げ幅が2,880万減額でき、予備費2,000万円の引き下げで合計4,885万円となり、増税の影響で一般会計の収入が減る見込み分を国民健康保険特別会計に繰り入れると収支バランスがとれるとの答弁が修正案提出議員よりありました。

町修正案も修正案も増税で、赤字はいずれ加入者で清算しないといけないが、修正案提出議員は赤字解消の展望があるのかただされ、この間の各自治体の土地開発公社解散の事例なども示しているように、最後は国が助け船を出さざるを得ない。再来年については県の方針が出るまで予測がつかないので、住民負担とのバランスを考えるべきであり、また全国では一般会計から財源を投入している自治体も多いことは指摘しておきたいとの答弁が修正案提出議員よりありました。

修正案提出議員の国の助け船を出す予測を町はどのように考えているのかただされ、国のガイドラインがあるが、広域化に伴うワーキンググループで示された最新情報でも肝心なところは決まっておらず、30年度以降のことは全くわからない。27年度から国が保険者支援制度として1,700億円投入しており、奈良県では国から見て1%なので、17億円の補助がふえているが、軽減の多い市町村に割り振られるので、軽減数が他市町村より少ない平群町は

配分も少ない。30年度以降は3,400億円投入されることになっているが、国の動向では危うい気配も聞いているとの答弁がありました。

続いて、討論を行いました。

27年度から赤字決算となり、28年度は2億円を超える赤字が見込まれる中、医療費の急激な伸びに備える必要もあり、財政調整基金がなくなった以上、税率の見直しはやむを得ず、今、税率を抑えても、数年後に抑えた分の上乗せがあり、負担がふえる。また、県内トップクラスの課税をしなければならないことは、町長は100%自分の責任と言われたが、議員は議決権を持っており、町長が100%ではない。収支バランスをとるため、1.6倍の値上げをする町に対し、修正案提出議員は、単独の特別会計の中で収支バランスをとると明確に言われなかったため、このような増税は非常につらいが、健全な財政運営のために修正案に反対し、原案に賛成する旨の討論がありました。

一方、町改正案の税率は県内でも最も高く、近隣市町の1.25倍から1.3倍にもなり、年齢構成の違いはあるが、同じ収入でも協会けんぽと保険料の差が拡大する。今回の大幅な引き上げによって滞納処分の停止の要件を下回る生活保護基準以下の可処分所得となることから、住民の暮らしを破綻させる状況に追い込むことは明らかである。また、町改正案はあくまでも無謀な引き上げで、医療費の伸びを6.2%として予算計上しており、福祉でも住民負担を少なくしようという努力は見えない。住民福祉向上が自治体の最も大切な仕事なので、住民の生活を守るため、国民健康保険税の上げ幅を2分の1にする修正案に賛成し、原案に反対する旨の討論がありました。

採決の結果、修正案について挙手多数となり、本案は修正可決すべきものと決定しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成29年3月22日

文教厚生委員会

委員長 森 田 勝

○議 長

ありがとうございました。

これより、議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本君。

○1番

議席番号1番、山本隆史でございます。

議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案に反対、議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険会計は、27年度に赤字決算となり、28年度には2億を超える赤字が見込まれています。先日の委員会において、事務局より、1人当たりの医療費は上がっているとの説明を受けました。税率を抑えた場合、28年度の2億の赤字がさらに膨らむことが予想されます。現在の医療費の伸びは低くなっているようですが、今後、この低い伸びで推移するかどうかはわからず、27年のときのように、急激な伸びにも備える必要があります。

財政調整基金がなくなってしまった以上、赤字を出さないような税率の見直しはやむを得ないところかなと思います。また、大きな赤字を抱えたまま広域化に合流することもいかななものかと思います。大幅な増税は、家計に与える影響は大きなものでありますが、今、税率を低く抑えても、数年後には低く抑えた残りの部分が上乘せされ、後々さらに負担がふえるであろうと予測されることから、原案に賛成し、修正案には反対します。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○6番

私は、修正案に賛成、原案反対の立場で討論をさせていただきます。

高過ぎる国民健康保険税によって、全国で滞納世帯が続出しています。厚生労働省が公表した2016年6月時点で、この数字で言いますと、約321万世帯、滞納によるペナルティーとしての正規保険証の取り上げが約18万5,000世帯に上っています。負担能力を超える国保税を払えず、保険証を失い、必要な医療を受けられない、このような事態をつくり出し、治療がおくれて命を落とす悲劇が後を絶たない状況を生んでいます。

そういう中で、今回の大幅な引き上げを行えば、20万から30万引き上がる加入世帯が続出し、県内でも最も高い税率になり、近隣の三郷、斑鳩、生駒の1.25倍から1.3倍にもなること。また、町が示したモデルパターンCでは、近隣より10万以上も高くなります。

委員会の中でも明らかにしましたが、今回の当局から出された大幅な国保税の引き上げによって、国保税の徴収の根拠となる国税徴収法、この中での滞納処分停止要件、これは、これ以下の可処分所得になれば、この税金を取れないというものなんですけれども、それが、町が示したパターンAでは、月額2万9,000円ほど上回るものの、パターンBでは約8万8,000円、パターンCでは約2万8,000円も、この最低限の可処分所得を下回る、そういうことになってしまいます。明らかに生活保護基準以下の状況をつくり出してしまいます。

また、平群町は、標準税率を上回る固定資産税を徴収しているなども含めますと、住民の暮らしが成り立たなくなることは明らかです。住民の暮らしや命を追い詰めるような、今回の負担能力を超える国保税の大幅な引き上げは絶対に認められないとの立場から、少しでも負担を減らす修正案に賛成、原案に反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

第6号議案の国民健康保険税の一部改正についての修正案に反対し、原案について賛成の討論を行います。

なぜ国保税が現行の1.6倍に改正しなければならなくなったのは、町長は、平成23年度、資産割額廃止を皮切りに、平成26年度まで、4年連続国保税の一部減額改正議案を提出、議会は全会一致で議員が賛成し、実施された結果、平成24年度末に最高額3億7,214万9,000円の剰余金が、平成27年度決算では2,675万2,000円の赤字となりました。また、本年度末では累積赤字が約2億数千万円の決算見込みになると言われております。

国保会計の歳出は、ほとんどが出来高払いの医療費であり、町長の裁量権もございません。修正案は、単年度収支バランスはとれておらず、国民健康保険会計健全化に向け、これ以上の赤字増を容認することは私はできません。

町長提出の第6号議案は、平成29年度において、収支バランスを考え、国保会計健全化に向けての議案であります。町民の信託を受け、町長が提案された案件に対し、可否を表明する最も重要な職責の議決権を与えていただいた私が、4年連続、国保税の一部減額改正議案を連続賛成し、将来の国保会計の見通しを誤ったことに深く反省をしております。また、国保加入者にはこのような増税をおかけすることは申しわけなく思っており、同じ轍を踏まないためにも、国保会計健全化に向け、修正案に反対し、原案の6号に賛成の討論といたします。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

では、議案第6号について、修正案に対して賛成、原案について反対の立場で討論させていただきます。

町の条例案の2億5,000万円という大幅な増税は、生活の根幹を揺るがすほど住民の負担が大きい。また、国保に加入している農家、小企業、ベンチャー企業に大打撃を与えます。

また、マクロな視点で言えば、住民の可処分所得が増税分、減ることで、平群町内の消費に確実にマイナスの影響が出ます。平群経済に大きな打撃を与えるでしょう。さらに、奈良県で断トツ1位になることで、風評被害も深刻であります。今までの定住促進政策を台無しにするほどと考えられます。それを回避するには、奈良県で2位程度に抑えることが必要であると考えます。赤字が出ている以上、増税はやむを得ない。そこで、残された方法は、ソフトランディングしかないと考えます。

私の出した修正案も1億円を超える大増税であるので、決して褒められるものとは言えませんが、国保運営協議会の意向すらも考慮していない町の条例案よりは少なからずましだと考えます。

以上です。

○議長

ほかにごございませんか。城内君。

○2番

原案賛成、修正案反対の立場で一言言わせていただきます。

わかりやすく、約2億4,000万の赤字が出るだろうとします。それで、増額を半分に抑えると、2億4,000万の半分、1億2,000万の赤字が出るだろうと。トータルで3億6,000万の赤字になる。その上に、今の現状、町の財政、それから国民健康保険のほうの財政を考えるとですね、何回も委員会でも言いましたけども、月々、病院に行かれた方の医療費を国保のほうで払ってるわけですね。それが払えなくなる。そのために、また銀行からお金借りないかん。ほんなら、3億6,000万の上に、結局、足らん分のお金が借金として残ると、こういうだるま式にふえていくようなことは一度断ち切って、健全な形を一度つくって、それからやり直すべきだと私は考えますので、原案賛成、修正案反対の立場をとります。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○ 5 番

私は、原案に反対をし、修正案に賛成をする立場で討論します。

町が提案された引き上げ案は、余りにも高過ぎる。モデル世帯Cパターンの350万円の給与収入の世帯では、53万円のもの国保税を支払うこととなります。これは、収入の15%を占めるということです。これは、どう考えても異常な出費としか言いようがありません。保険なので払わなければならない。それは皆さん、重々わかっています。病気になったとき大変だ、だから借金までしてでも国保税は払う、これが住民の皆さんの今までとってきた態度でした。しかし、最低限の生活ができなくなってしまう、こういうことが、前回の委員会の質疑や討論の中でも明らかになってまいりました。私は、今年度の原案のように、大きな上げ幅をもって赤字を解消するというのではなく、住民の生活を守っていくという立場を第一に考えて、修正案のように、上げ幅はせめて半分にしていく。そして、足りない分については、いろいろありますが、一定額の一般会計からの繰り入れもして、1年間は様子を見る。30年度からは、県下で広域の国保になっていくということもあります。この動向をしっかりと見て、再度検討していくということが懸命ではないかと考えます。

今回の、余りに高い国保税の引き上げについては、現在、社会保険の被保険者である世帯の方たちも、「何ぼなんでも上げ過ぎ」、「高過ぎる」、こういうお考えが多くございます。皆さん、将来国保になっていくとき、本当に不安だという、こういう意見をお持ちになっております。今、一般会計からの繰り入れも、こういった住民の皆さんに理解を求めていくことが肝要ではないでしょうか。住民の生活、そして福祉の向上のために仕事をするというのが、何度も言いますが、これが自治体の最も大事な仕事のはずです。住民が生活できなくなってしまうような国保税、またこれを取り立てるといような自治体になり下がってはならないのです。国保税県下一番高い、住めない自治体に決してならないよう、せめて上げ幅を半分にする、この修正案に賛成をいたします。

○ 議 長

ほかございませんか。窪君。

○ 1 0 番

議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案には反対、町提案の原案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については賛成の立場で討論させていただきます。

平群町の国民健康保険特別会計の財政状況は、平成26年度、9,800万円の単年度赤字、また平成27年度も1億9,500万円の単年度赤字を計上

し、基金を全額取り崩しても2,600万円の赤字決算になってしまいました。さらに、平成28年度においても約2億円の赤字決算となる見込みで、何の方策もなく、このまま放置しておけば、平成29年度末には4億円を超える累積赤字が出るという大変厳しい財政状況に陥ります。

今議会に町提案された国保税の税率を引き上げる条例改正案は、1.6倍と上がり幅が大きく、住民の皆様立場に立てば、本当に苦慮するところであります。しかし、町民の皆様が安心して医療を受けていただくためには、国保財政の健全化で安定的な財政運営が求められます。

なぜこのような引き上げをせざるを得なくなったのか。一番大きな要因は、本町の国保税が県下で最低に近い、大変低い税率であり、反面、1人当たり医療費が高いという収支のバランスを崩した運営をしてきたことであります。過去の経緯をたどれば、住民の御理解と御協力により、平成19年度に税率改正し、20年度からはやっとなり、少しずつ基金も蓄えられるようになりましたが、しかし、平成21年度から26年3月までの間、議会においては、国保税の引き下げの提案が被保険者から請願2回、議員発議3回、一般質問4回と、たび重なる減税をするために基金を取り崩すなどして、23年度に資産割の廃止を実施をいたしました。それを皮切りに、平成26年度までの4年連続で税率を引き下げてきた結果、県下でも最低に近い低い国保税となっしまい、収支バランスが崩れ、基金も取り崩し底をつき、大きな赤字財政となる今回の大幅な増税案につながるものと認識をせざるを得ません。

御承知のとおり、国民健康保険の運営は、被保険者の皆さんの保険税負担と公費負担等で成り立っておりますが、このような現状を打開するため、町提案と修正案はともに増税の改正案であります。町の提案は、平成28年度までの累積赤字を解消するものではなく、まず平成29年度の単年度に赤字を出さないための税率改正案であります。修正案は、現在の赤字財政を認識しながらも、町提案の上げ幅の約半分ぐらいに抑える案で、これは一時だけの負担軽減であり、それにより29年度もまた赤字を増幅し、30年度以降もさらに大幅な増税をしなければならなくなってしまいます。これ以上の累積赤字を生むことは、将来さらに大きな住民負担につながってしまうことは言うまでもありません。

また、修正動議の提出議員からは、平成29年度に発生するであろう赤字解消のための納得のいく明確な説明がありませんでした。赤字は、最終は被保険者に負担が回ってくるため、赤字を解消しなければ、誰も助けてくれません。したがって、段階的な税率改正はさらに住民の負担を生むことにつながります。また、医療費は年々増加傾向にあり、国保財政を維持するために、国保加入者

の皆様を健康を守る予防健診事業にも積極的に取り組み、評価をしますが、即効性のある効果が出ていないのも現実です。

広域化を目前に、平群町だけが限界を超える大幅な赤字を引きずることは許されません。今後も町民の皆様を命と健康を守るため、安心して安全に医療を受けられるよう、安定的な財政運営を行うことが本当の住民生活を守る責務であると考え、これ以上の累積赤字を生む修正案は無責任であり、賛成をすることはできません。

以上、申し上げましたとおり、住民の皆様を立場に立ち、ぎりぎりの苦渋の選択であり、やむを得ない判断として、修正案には反対、町提案の議案に賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議 長

傍聴の方をお願いをいたします。

静かに傍聴いただきますようお願いを申し上げます。

はい、山口君。

○7 番

なぜ、これだけの赤字になったのか。1.6倍の増税をしなければならないかどうかは別にして、なぜこれだけの赤字になったのか。最初の原点をまず忘れておられるのではないか。

平成20年度に上げなくてもいい上げ方を岩崎町長はされたわけです。1億2,000万。これは、後期高齢者医療制度が新たに導入されたということで、その分、足らなくなる、単純にそういうことで上げて、その年に、この前の委員会でも申し上げましたけれども、1億800万の黒字。

先ほど、馬本議員のほうから、3億7,000万も基金がたまったと言いましたが、それは間違いです。平成24年度には、町の事務作業の間違いによるものですから、平群町、この間最大の剰余金を持ったのは2億6,000万程度です。そのことはわかっています。なぜそれが急激に。

きょうの委員長報告の中にもありましたが、25年度までは黒字、26年度から赤字になったんですね。これは、今の国の国保制度の中で、前期高齢者交付金が平群町の今の加入者の年齢階層の中で、相当、20年度の制度改正で住民は増税になりましたけれども、保険者である市町村は特に、人口の規模の小さい市町村にとっては国保会計が有利になる、これはもう国が初めからそのように説明しておりました。そういう中で大幅な増税をしたために、それが黒字になったわけです。ですから、引き下げの要求が起こるのは当然です。20年度に値上げされた後、私ども日本共産党は、まず全額の引き下げではなく、上がった分の半分をまず引き下げてはどうか。1億800万の黒字になったとき

もそういう提案をしました。その後も、住民の皆さんからの請願、また議会の中で、議員有志による引き下げの条例改正案等出しました。それは当然間違いじゃなかったです。ただ、それらの議案は全て否決されました。その中で、町長が新たに提案をされて、4年連続の引き下げをされたわけです。4年連続の引き下げの中で、当初の1億2,000万円よりも引き下げのほうは4年連続の金額を総額で足すと、そちらのほうは低いんです。

一方で、住民の暮らしも変わってきた。

20年度に上げたときの加入者の所得総額と現在の所得総額では相当下がってるんです。これは、一般会計のほうの個人住民税の1人当たりの支払い額を見ても明らかです。そういう中での変化です。

ですから、ただ大きな赤字になった。このことは、きちっと分析すれば、26年ぐらいからはわかってたはずですけども、ただ、私もある意味反省するのは、ここまで赤字が大きくなると、そういうふうには思ってませんでした。ただ、前期高齢者交付金は、ほかの自治体が平群町と同じような状況になってくれば、当然、その分についてはですね、平群町としてもそれだけの黒字を出すというのは難しくなるのはわかっていました。しかし、だからといって、今すぐ上げる必要があるのかどうか。また、30年度からどうなるかわからないわけです。

きょう、ある新聞にですね、大阪府の、まだ試算ですけども、平成30年度からの府が市町村に出す国保税のもとになる部分ですけども、その金額について出されました。まだそれは確定ではないですけども、その試算で見ると、それよりも平群町の、今回、町が出された税率のほうが高い。試算すればですね、そういうふうになります。そのような高い、先ほど植田議員からもありましたけども、国保税を払えば、逆に暮らせなくなる。同時に、先ほど窪議員のほうから、安心して医療が受けられるためにおっしゃいましたが、国保税が納められなくなる人が安心して医療が受けられるのか、こういう問題が当然出てきます。そのようにも考えるならば、1億2,500万の値上げも、先ほど井戸議員が言いましたように、褒められた値上げではないですけども、これなら近隣と大体同じ金額になります。そうであれば、平群町からの流出、何もなくても減っていつてますけども、さらなる流出もとめられますし、そのことの原因による流出はなくなりますし、そういうことも考えるならばですね、30年度以降については、県のほうの方針がきちっと固まったときにやればいいんであって、その赤字がまたできるから、それを積み込むということじゃなくって、一般会計からその分は出すという、個人住民税の減る分を一般会計から出すと言っているわけですから、このことは11月の文教厚生委員会で

もある委員から提案されてました。やっぱりそういうふうに議会として考える、それが私は大事だというふうに思うんです。

今度の値上げで住民の皆さんが病気になっても、国保税が払えないためにお医者さんにかかれない、そういう事態が起こる可能性が大きくなります。議員それぞれがですね、もちろん町長は提案されてますけれども、議員それぞれも、その辺の平群町住民の皆さんのそういう状況になる心配が多々あるということも理解した上でですね、この議案について、私は賛否を問われるべきです。この賛否についてはですね、それぞれがもちろん責任を持って行うわけですから、それぞれが責任とることになりますけれども、そういう要らぬことも一言申し添えて、修正案に賛成、本案に反対の討論といたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。まず、本案に対する井戸君と山口君から提出されました修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

お諮りします。

原案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例については原案のとおり可決されました。

午後 3 時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 4 4 分)

再 開 (午後 3 時 0 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 2 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度平群町一般会計予算について

日程第 3 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 4 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第 5 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度平群町水道事業会計予算について

日程第 6 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度平群町下水道事業特別会計予算について

日程第 7 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 8 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第 9 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

以上 1 0 件は、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

本案 1 0 件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長 (植田いずみ)

予算特別委員会委員長報告。

去る 3 月 3 日、平群町議会第 1 回定例会の本会議において当委員会に付託を

受けた平成29年度一般会計及び特別会計予算10議案に対する審査結果を御報告申し上げます。

予算審査については、3月7日に一般会計の審査を、3月8日に各特別会計・水道事業会計の審査を行いました。

(1) 議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算について

平成29年度の一般会計の予算総額は67億4,000万円となっており、前年度の肉付け予算(1号補正後)から6億7,748万2,000円の減額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行い、その後、各款ごとに区切って行った後、歳入全般について行いました。主な審議内容について、順次報告申し上げます。

歳出全般では、普通車の公用車増車について、61台の公用車のうち1台が普通車で、残りは軽自動車となっている。町外に出ていく機会も多く、人数も乗れる普通車をもう1台購入できないかとただされ、この間、奈良市内などへの出張や、町内では狭い道もあり、軽自動車に切りかえていった経緯もある。ただ、普通車が1台しかなく、町長や議長なども対外的な出張も多いことから、今後検討していきたい旨の答弁がありました。

本庁と12施設の中で、新電力への移行をしているところとしていないところがあるが、どのような理由からかとただされ、基本的には、施設の契約内容や稼働時間などを見る中で、新電力にするほうが安くなる施設については移行したとの答弁がありました。

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてただされ、現在の昇格在級年数を1級から2級は1年から3年に、2級から3級は4年、これは同じくです。3級から4級は9年から7年とし、トータルで14年間は変わらない中で考えている。また、これまでの1月昇給・昇格についても、29年度採用職員から1月昇給、4月昇格とし、現在の職員については適用しない旨の答弁がありました。

また、募集段階での規則の変更等の説明についてただされ、募集要綱の中で初任給については計算し、人事院、その他要件で変更することがあることは明記しており、特に問題ないとの答弁がありました。

人件費の財政シミュレーションで30年度下がっている15億1,000万から14億8,000万、要因は組合との賃金カットや新規採用職員の規則の一部改正を加味したものとなっているのか。組合との合意は、現在なされていないことから、財政シミュレーションがおかしいのではないかとただされ、財政シミュレーションは組合との交渉を加味したものではなく、行財政改革効果

として年間5,000万円程度見込んでいる旨の答弁がありました。

総務費。

自治振興費の共用施設設置補助金についてただされ、自治会から申請により年1回、補助率50%で、補助対象は掲示板（上限10万）、体育テント（上限3万）である旨の答弁がありました。

広報マイタウンの配布について、賃貸住宅や自治会未加入のお宅がふえている現状。また、高齢化の問題もあり、他町ではシルバー人材センターに委託している。配布体制の検討が必要ではないかとただされ、現在、公共施設も含め、約20カ所に広報を配置しており、ホームページやスマートフォン化もして簡単に見てもらえる環境をつくっている。また、配布時に自治会員同士のコミュニケーションや高齢者の安否確認という部分も期待している。しかし、高齢化社会の中で、常に検討を考えていきたい旨の答弁がありました。

賦課徴収費の手数料の内訳と、コンビニ収納等に係る実績と効果についてただされ、手数料550万7,000円の内訳は、地方税電子申告サービス利用料で108万9,000円、ペイジー・コンビニ収納で355万1,000円、軽自動車検査情報サービスで15万、口座振替手数料等71万1,000円、ペイジー・コンビニ収納の効果は、28年1月末と29年1月末比で徴収率が固定資産税0.6%、町県民税0.5%、軽自動車税1.7%、国保税0.6%が増加。コンビニ収納件数では、固定資産税112件、町県民税41件、国保税152件増加、軽自動車税は156件減少して、トータルで149件増加。また、28年度より全納の納税通知書の追加により、コンビニ収納手数料で約13万円減額となり、税務課の職員1名分の効果につながった旨の答弁がおりました。

定住促進奨励交付金について、42人の利用者のうち何人がこの制度を知って転入してこられたのかとただされ、アンケート調査をし、27人から回答があり、10人が知っていた中で、この制度が転入する判断の一つになったと答えた方は6人との答弁がありました。

制度のPRをもっと強力に進めるべきだとただされ、町としても少ないと感じており、現在、近鉄不動産にパンフレットの配置や広報等で周知、SNSでの発信等を行っているが、さらなる周知活動に努めていきたい旨の答弁がありました。

防災諸費の地域自主防災連絡協議会への補助金の中で、自警団に年1回ないし2回は可搬式ポンプを使って林野火災の訓練を実施できないかとただされ、消防団や自警団と消防署の連携は非常に重要と考えており、今後、林野火災等の訓練も検討していきたいとの答弁がありました。

町内4駅で駐車場、駐輪場の中で、シニアカースペースが確保されているのは2駅（元山・東山）で、全ての駅でのスペース確保の必要性、また駅周事業の中で、平群駅の駐輪場の見通しについてただされ、残り2駅（平群・竜田川）については、次年度確保できるよう考えていきたい。駅周事業に伴った駐輪場整備についても、今後協議していきたいとの答弁がありました。

コミバスルートの変更等が4月に行われるが、利用者の意見聴取に伴う変更は6カ月後に行われるのか。また、利用者をふやすため、モデルルートの提案準備はできているのかとただされ、各関係機関と協議をし、決めたことから、しばらくの間、このままで運行したい。買い物施設、イオンビッグについては、全てのルートで行き帰りの提案を明記している。宿泊施設、かんぼの宿については、パンフレット作成、ガイドも含めて、平群の観光コース等、早急にかんぼの宿と協議をしていきたい旨の答弁がありました。

コンビニでの各種証明書（住民票・印鑑証明・課税証明）の発行費用について、ランニングコスト（年間約700万円）も含め、手数料収入（561万円）より支出のほうが断然多くなることから、見直しをすべきではないかとただされ、証明書の休日交付について、各方面からの要望が多くあり、今後、経費面でナンバーカードの取得率を現在の10%から30%、50%とふやして、コンビニのほうで利用していただけるよう努力していきたい旨の答弁がありました。

民生費。

こども園の入園状況は満杯の100%近くなっている。年度途中での入園は、定住促進奨励金の関係からも、待機児童が発生するのではないかとただされ、4月スタート時において待機児童ゼロの方針でスタートしている。5月入所（予定）受付も含めて、全ての希望者を受け入れており、1歳児クラスは1クラスふやして対応している。途中入所については、定員いっぱいのところもあり、無理な場合もあるが、年間通して退園される状況もあることから、今後はその推移も含めて検討していきたい旨の答弁がありました。

三室園の運営負担金についてただされ、28年度であくなみ苑の起債償還が完了し、7町全体で1,000万円程度の減額となるが、三室園の老朽化に伴う工事も行われ、29年度は養護老人ホームの管理棟の建てかえ工事が予定されており、今後、その分担金がふえる旨の答弁がありました。

手話通訳者の週5日終日配置に伴う効果についてただされ、派遣依頼の手間が省けたことでの利便性は図られている。また、利用者の来庁も増加している旨の答弁がありました。

障がい者の介護・訓練等給付費の大きな伸びの要因についてただされ、障害

者手帳の取得者が年々増加していること。加齢とともに重度化していくこと等から、実利用者、延べ利用者ともに増加している旨の答弁がありました。

子育て支援センターでの不登校児に対する対策についてただされ、28年度実績として、学習支援で中学生6名、小学生1名が通っている。そのほか、高校2年生や小学校6年、2年合わせて4名については、相談として受けている。子どもだけではなく、家族も含めたトータルに支援をしている旨の答弁がありました。

学童保育の指導員体制で、指導員の入れかわりが結構あることや、指導員間の相互交流、また長期休暇時もあることから、指導計画、指導員の中でのリーダーの必要性についてただされ、職員の退職については、時間給の立場であることから、家事の都合や体調により退職していると把握している。指導員の交流については、県への研修、教育委員会で年2回ないし3回、各学童の指導員を全員集めて課題や問題点を出し合って解決に当たっている。指導計画というのではないが、年度当初に各学童ごとに方針と、個々の指導員の目標意識等の確認をしながら行っている。また、リーダーの必要については感じているが、教育委員会に学童担当の職員を配置し、問題があれば取りまとめ上司として対応に当たっている。近隣も同じようなスタンスで運営されている旨の答弁がありました。

また、北学童が定員60名を超える72名の入所状況で問題はないのかとただされ、新年度においては120%の受け入れで対応している。しかし、毎日全ての子どもたちが学童に来るわけではなく、出席率は2月実績で54%、年間約60%となっている。また、年度途中での退所もあり、72名全てを受け入れたとの答弁がありました。

若い保育教諭が保護者対応でさまざまな問題を抱え、中途退職をされているケースが全国的には聞かれている。こども園ではどのような体制をとっているのかとただされ、1人で抱え込むのではなく、園長、主任などが先頭に立って保護者対応に当たるスタンスで運営している旨の答弁がありました。

平和のための戦争展の予算6万円の中で、講師料3万円では講師確保が近辺の方に限られ、非常に厳しく、増額はできないのかとただされ、団体や個人の参加で実行委員会形式により運営していただき、感謝している。職員も事務局として参加しており、29年度はこの予算で実施していきたい旨の答弁がありました。

衛生費。

健康増進事業が28年度予算より約200万円ふえている要因についてただされ、29年度から検診の受付システムを変更し、年2回、大きな広報を行い、

検診回数も増加して受診者数もふやしていきたい旨の答弁がありました。

火葬業務委託料の減額についてただされ、生駒市との相互連携に伴い、3人体制での委託業務を行ってきたが、2名体制の中で支障なく対応していける旨の答弁がありました。

生駒市との相互連携に伴うし尿処理委託料の単価の引き上げ根拠について、資料提出も含めてただされ、生駒市と平群町で10年間に発生する量、電気代、燃料費、また改修工事も全て含んだ費用を計算し、出された金額であること。積算根拠の資料については、生駒市の意向もあり、現時点では提示できない旨の答弁がありました。

生駒市の処理単価の引き上げで養父市のほうが安くなるのであれば、養父市に継続して処理をお願いできないかとただされ、養父市へはあくまで暫定的な処理であることから、生駒市との相互連携を進めていく旨の答弁がありました。

農林水産業費。

特産品開発事業の財政効果と今後の事業運営についてただされ、遊休農地対策として行っていることもあり、財政効果、採算性は、予算的には支出で676万3,000円、収入（売りさばき料）等で244万9,000円を見込んでおり、実際には難しい状況である。今後については、町内産の農産物については、町内の生産者に移していきたい旨の答弁がありました。

有害鳥獣の駆除実績、有効的な捕獲おりの設置についてただされ、イノシシの捕獲頭数については、例年100頭前後が、現在280頭となっている。有害鳥獣対策に臨時職員1名をつけており、有効な捕獲場所におりを設置できるよう対応していきたい旨の答弁がありました。

農業が基幹産業の平群町にあって、花やブドウ、イチゴなど、新規の就農も含め、若い後継者がふえている。将来に向けた農業支援策についてただされ、国、県の施策も充実しており、メニューや事業を紹介することで多くの農業者が参入していただいている。一方で、有害鳥獣被害で営農意欲をなくされる方もおり、農道、水路の補修等、町単独の補助金も含め、バックアップしていきたい旨の答弁がありました。

商工費。

信貴山等へ外国人観光客向けの観光案内等を充実し、消費活動につなげていくことが必要ではないかとただされ、信貴山への観光客も10年前に比べると、約3割減っている。多言語でPRできるような対応を検討していきたい旨の答弁がありました。

商工総務費の謝礼105万についてただされ、出前講座講師料1万円で年間5回開催。また、消費者啓発の講演会で100万、全額補助金で予定。28年

度は3小学校と中学校で吉本興業の芸人によるクイズやお芝居で、オレオレ詐欺やスカウト詐欺などについての勉強をしてもらった。29年度も好感を持っていただける内容を考えているとの答弁がありました。

平群をPRしていく意味で、観光大使を募る考えはないかとただされ、斑鳩町にも観光大使がおられるので、一度検討していききたいとの答弁がありました。

平群町には歴史的な場所も多くあるが、説明板や案内板が老朽化していたり、内容が変わっていたりするものも多く、点検、補修など、ハイカーも多く訪れることから、細かい配慮を求める意見がありました。

土木費。

都市計画マスタープランの進捗状況についてただされ、28年、29年度の2カ年契約で、28年度はコンサルに委託し、現状調査、課題整理、基礎調査を行い、現在、改定の素案を検討・協議を行っている。近々に素案をお示しできる状況で、29年度は素案に対する御意見をいただき、年度中に都市計画マスタープランを決定していききたいとの答弁がありました。

28年度、道路新設改良費の補償費630万円（コーナン予定地）の状況についてただされ、開発については事業の廃止届が出され、新たにスーパーの出店意向が示されているが、事前協議の段階には至っていない。進捗状況も含め、確認していききたい旨の答弁がありました。

都市計画道路平群西線の暫定道路整備が接道要件を満たしているものなのかとただされ、土地利用できるだけの接道要件を満たす道路の検討をしているが、今の段階では駅周事業区域に隣接した道路計画ではない。今後、換地の状況や地権者とも協議をし、見直しも含めた中で執行していく旨の答弁がありました。

都市計画道路平群西線の暫定道路と国道168号線の交差点（五差路）の接続が非常に複雑になると思われる。どのような改良となるのかとただされ、暫定道路は現道拡幅で対応を考えており、町として早く計画することに重点を置いている旨の答弁がありました。

この五差路の交差点の改良に当たっては、早急に詰めていただいて、議会にも説明を求める意見がありました。

平群駅周辺整備事業費についてただされ、28年の特別委員会時以降、事業計画の変更等で総額80億700万円となり、現時点では、急な問題がなければ、おおむねこの金額内でおさまると考えている旨の答弁がありました。

消防費。

消防水利弱点地域解消計画の年次計画と29年度の実施地域についてただされ、財政状況を見ながら、29年度は300万円計上しており、現在、西和消防署と上下水道課と協議中で、早急に実施地域を決めていききたい旨の答弁があ

りました。

奈良県広域消防組合負担金が28年度より360万円減額となっているが、広域化でもっと負担金が減ると言われていたが、メリットはこの程度なのかとただされ、33年度には全て統合がされ、経費が下がっていくと聞いている。ただ、西和消防組合は自賄いで事業をしており、消防無線のデジタル化等の県補助金交付のメリットがあったが、広域化で負担金が単年度で大きく下がるといことは難しい旨の答弁がありました。

教育費。

総合スポーツセンターのグラウンド北側のトイレの様式化についてただされ、29年度予算には計上してないとの答弁がありました。高齢者の利用もあることから、できるだけ早い時期に改修計画を求める意見がありました。

文化センター・図書館建設に伴い、中央公民館奥の駐車場返却、現状復旧に係る費用についてただされ、1,299平米で284万4,000円を試算しているとの答弁がありました。

文化センター・図書館建設の基本設計、実施設計の時期についてただされ、4月1日からやる方向で、29年度内示が4月の早い時期におりてくると考えており、おり次第、できる限り早い時期に取りかかりたいとの答弁がありました。

文化センター・図書館・将来の庁舎用地を含め、1万平米の土地に容積率300%、3万平米建設ができるが、土地を高度利用してもっと税収を上げる工夫を検討する考えはないかとただされ、文化センター・図書館・庁舎用地・イベント広場・駐車場等、さきの基本計画で示した計画どおり進めていきたい旨の答弁がありました。

国民文化祭の内容についてただされ、毎年、全国各県の持ち回りで開催されており、29年度は奈良県で、第32回国民文化祭・なら2017と、第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会が開催される。基本理念、テーマに沿って、県内の各市町村が連携して実行委員会形式で行う。平群町では、文化祭、文化講演会、収穫祭などの行事を合体させ、総合スポーツセンターと中央公民館で11月3日から5日までの3日間で開催する旨の答弁がありました。

公債費。

一時借入れの利息が150万円計上されているが、ここ数年の推移と予算上の利率をただされ、27年度は借入れはしていないが、26年度は4億3,000万円借入れし、最終の利率が0.25%であったため、借入日や額にもよるが、新年度予算の利率は0.25%としているとの答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて、歳入の主な審議内容について御報告申し上げます。

人口や納税義務者の推移は余り減っていないが、税の落ち込みは所得の減と考えるとよいのかとただされ、ふるさと納税に係る税額控除が大きく、28年度の他市町村への寄附金2,196万9,000円に伴う税額控除が969万2,000円で税収が減っているのが原因である。また、28年度2月末現在、ふるさと納税の町への寄附金は338件で522万7,000円との答弁がありました。

町有地の売却について、公売にかける前に、少なくとも当該自治会には告知すべきではないか。また、公売が不調に終われば、早急にインターネットから削除すべきではないかとただされ、売却することは認識しているが、売却の時期や方法等について、説明等が不十分であったことから、改めて自治会に説明に上がる。また、インターネットからの削除については、ヤフーのシステム会社に確認していく旨の答弁がありました。

以上のような審議内容であります。

討論では、新年度予算案では、単年度の実質収支で見れば、土地売却収入、財政調整基金の取り崩しも含め、3億9,171万1,000円もの歳入不足となっている。19年度からの国の方針転換に伴い、地方交付税をもとに戻すとともに、各種交付金を自治体に対して交付するなどの中で、単年度収支は黒字が続いている。ところが、その一方で、財政が大変だと慌てふためき、町単独の福祉施策の切り捨て、また住民負担を一気にふやしてきたことでの人口減少、特に年少人口と現役世帯の比率が極端に低くなっている。20年度には12億5,000万円あった個人住民税が27年度決算では9億8,000万円に、2億7,000万円と、22%も落ち込み、新年度予算でも9億6,000万円となっている。このような状況の中、当然、若い世帯の定住化を図る実効ある施策の展開、また徹底した無駄の削減が求められる。

新年度予算には、不妊治療の助成や産前・産後のケア事業といった若い世帯を応援する施策も盛り込まれており、また住みよいまちづくりの一環として、住民運動の後押しもあり、東山駅のバリアフリー化の予算も計上され、前進面もあるものの、28年度の当初予算同様、町の総合戦略の四つの基本目標を具体化した施策や事業は見受けられない。

また、固定資産税の超過税率も、一昨年12月議会では再議にかけてまで取り続ける姿勢を示された。新年度予算では、各証明書のコンビニ交付事業では、導入時に約4,300万円、導入後の毎年の経費に760万円、一方、年間の手数料収入は560万円と、費用対効果から見ても全く無駄と言わざるを得ない。し尿処理費についても、生駒市の施設で安価に利用できる利点がほご

にされている。家庭ごみの有料化は継続される一方で、平群が長年大切にしてきた福祉施策は切り捨てられたままである旨の反対討論や、新電力や事業系の可燃ごみの手数料など、約1,600万円の削減は、本来、町がもっと早く取り組むべき問題であり、町長みずから汗をかいておられない。文化センター・図書館建設は、住民の声として必要だと思うが、設計をして土地が確保できなければ大変な問題になる等のことから反対するとの討論がありました。

一方、厳しい財政状況の中で、次世代に引き継ぐまちづくりのため、優先順位を決め、予算配分されており、新たな財政健全化計画にふさわしいスリムな予算になっている。一般不妊治療への助成、コンビニでの証明書の発行システムの導入、各小学校へのトイレの改修とエアコン設置など、敬意を表するもので、文化センター・図書館建設も実施設計の予算化がされ、中央公民館等の耐震化問題を払拭することにもなったことから賛成との討論や、厳しい財政状況の中で、28年度より質を落とさない予算計上となっており、第5次総合計画、また総合戦略にのっとり持続あるまちづくりのために、より一層の予算配分をお願いして賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(2) 議案第14号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

本年度は貸付償還に要する経費を計上しており、予算総額は2,117万2,000円となっております。

質疑では、現在の償還残高、28年度決算見込みについてただされ、28年度の残高は2,847万4,318円であり、決算見込みについては、実質単年度収支で約180万の黒字。実質収支で約840万の赤字と予測している。単年度収支の黒字の要因として、一括繰上償還が住宅分で1件、宅地分で1件、合計2件で、約275万円あったとの答弁がありました。

滞納状況についてただされ、28年度末の滞納見込み額は約1億1,300万円と見込んでおり、件数として、宅地20件、住宅で20件、合計40件で、人数は21人であるとの答弁がありました。

討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(3) 議案第15号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算について

年々ふえる医療費に対し、剰余金を活用しながら運営してきたが、27年度において、財政調整基金を全額取り崩したが、2,600万円の赤字となり、28年度決算においても単年度で2億円を超える赤字が予想されることから、

29年度において、単年度の収支バランスを図るため、歳入において保険税率見直しによる収入を計上、人間ドック等への補助は、日帰り2万円、1泊以上は3万円、一会計年度1区分に変更し、予算総額は31億4,434万6,000円となっています。

質疑では、一般被保険者に対する保険給付の伸び率を6.2%として、1.6倍もの増税をもとに予算がつくられている。これだけ大幅な引き上げは非常に負担が大きく、できるだけ上げ幅を小さくするのが当然のことであるのに、大きな伸びを加味した予算を立てた町の見解をただされ、予算を立てた時点で28年度決算は2.7%増、29年度予算は5%増の見込みをしていたが、2月に28年度決算見込みを推測すると伸びが小さくなっているが、それも含めて6.2%の増とした。また、被保険者数の減により、1人当たりの給付費は5.2%と伸びているが、全体的な給付費の伸びは低くなっているとの答弁がありました。

医療費を抑制するには、検診事業などによる病気の早期発見や健康増進事業の積極的な展開だと思われるが、どのように考えているのかただされ、特定健診も県下でトップクラスの受診率であり、さまざまな検（健）診事業の勧奨や人間ドックの充実などを行ってきているが、即効性がないことで医療費が下がらない状況がある。また、高齢化率が高いことから、必然的に医療費が高くなってしまっても考えられる。1人当たりの医療費が5%ぐらい伸びていることから、元気で長生きしてもらえよう、健康事業のほうにも力を入れていきたい旨の答弁がありました。

討論では、29年度予算は、国保税を現行の1.65倍に引き上げ、総額2億5,000万円の増税、これが先にありきの予算編成となっている。本来なら、歳出の見込みを立てた上で税額を計上すべきである。それをしなかったため、予備費に2,000万円余りを計上せざるを得なくなった。また、一般被保険者の療養給付費の伸びを今年度決算見込みの6.2%増しにしたことは、少しでも増税額を減らそうという姿勢が全くないことを示している。このようなことから、この予算には反対するとの討論や、住民説明会でも非常に値上げに対する厳しい意見が出ており、国保の運営協議会の委員からも強い反対があった。町長は、住民の立場に立って物事を進めていくのが常ではないかと思う。ある議員からも、一般会計からの投入との意見もあった。知恵も工夫もない予算であることから反対する旨の討論がありました。

一方、このままでは月々の支払いができなくなり、そのため、借金をすれば、赤字が赤字を生むことになる。一度払拭しなければならぬとの賛成討論や、医療給付は出来高払いで、支出を抑えることは非常に困難と考える。また、今

の制度上、さらなる助成を得るのは困難な状況でもある。20年度に増税があり、余った分は基金に積み立ててきたが、医療費が拡大しているにもかかわらず、基金を活用して国保税を引き下げてきたが、基金も底をつき、今年度は2億円以上の赤字が見込まれる。今回はかなり上がり幅も大きく、非常に苦慮するものであり、厳しい選択ではあるが、負担を後世に残したくない思いもあり、賛成したい旨の討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(4) 議案第16号 平成29年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支では水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金を計上し、収益総額は5億971万2,000円、水道事業費用は、県営水道の受水費、各浄水場の動力費及び維持管理費、漏水調査委託料と県水移行に伴う撤去費用等を計上し、費用総額は6億2,588万5,000円となっております。

また、資本的収支については、資本的収入で工事負担金、企業債を措置し、収入総額は1億8,344万3,000円で、資本的支出では、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金などを措置し、総額1億8,049万円となっております。29年度10月より県水への全量移行の事業が行われます。

質疑では、藤城池の契約終了に当たり、資料以外に費用が発生するのかとただされ、排水管の修繕工事で248万1,000円が必要との答弁がありました。

中央受水池の耐震化についてただされ、現在、耐震診断を実施中であり、3月末には完成品が出てくるが、中間的な報告では、中央受水池のPCタンク2基は耐震性を有していると判断される。また、地盤については、現在詳細な地質調査はしていないが、切り土の場所に立っており、しっかりしている印象を持っている。ただ、大規模な震災が起こったとき、水道管の破裂による貯留水の流出が考えられることから、耐震計画の中で緊急遮断弁を設置していくことを考えている旨の答弁がありました。

29年度の漏水調査箇所についてただされ、20キロ程度を予定している。一旦、全体の地区は回ったが、再度、漏水の多い地区に入っていきたい旨の答弁がありました。

討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(5) 議案第17号 平成29年度平群町下水道事業特別会計予算について

本年度は、26年度より進めてきた公営企業会計の試行運行を開始するとともに、公共下水道事業として緑ヶ丘地区を順次整備し、吉新区画整理地区内の

整備を実施、若葉台・椿台地域の管渠施設の更新工事、流域下水道事業の町の負担金を計上しており、予算総額は5億180万円となっております。

質疑では、現在の加入戸数、普及率についてただされ、加入戸数は3,750戸、普及率は51.5%、水洗化率では94.2%（29年2月末現在）との答弁がありました。

接続期間を超えているとペナルティーが発生することについて、町としての対応についてただされ、水洗化率94.2%で、基本的にはほとんど接続していただいている。さまざまな御家庭の経済事情等もあり、過料を科すことは全国的にも実績がほとんどないことから難しいと考える。今後も啓発に努めていきたい旨の答弁がありました。

井戸水の下水管への放流についてただされ、下水道接続の際、事業所だけでなく一般家庭についても改修の図面や申請書の中で審査をし、改修後に職員が検査を行い、基本的に漏れ落ちがないようにしている旨の答弁がありました。

現在、第5次総合計画では、30年度に普及率60%の目標達成ができるのかとただされ、緑ヶ丘地区の接続が1年ないし2年おくらせている。雨水の侵入対策工事ができれば、おおむね60%の目標に達するため、鋭意努力していきたい旨の答弁がありました。

討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(6) 議案第18号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

本年度については、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理とともに、施設整備費での公共ます設置工事等を計上しており、予算総額は3,560万円となっております。

質疑では、事業の対象戸数と普及率、接続戸数についてただされ、対象戸数90戸、普及率63.3%、接続戸数57戸（29年2月末現在）との答弁がありました。

接続推進策についてただされ、他の自治体では改修工事などへの補助金や加入分担金の分納制度などを設けているところもある。平群町では、負担金も比較的安価であること、また改修に対して、融資のあっせんで利子を補給する制度で接続を進めてきた。現在のところ、チラシ等の配布などで接続のお願いをしているが、高齢化が進んでいる地域もあることから、今後とも地道に啓発活動を進めていき、普及率向上に努めたい旨の答弁がありました。

討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(7) 議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算について
本年度については、引き続き、地元産野菜を取り入れた、おいしく安全な学

校給食の提供、また平成22年度より消費税8%への引き上げ時も据え置きしている学校給食費について、近年の食材費の値上げや質の確保に対処するため、給食費の増額改定、小中学校等月額200円を計上し、予算総額は6,937万8,000円となっております。

質疑では、29年度からの給食費の値上げについて、保護者アンケート実施後、何か意見が出ているのかとただされ、特になく、4月から200円を値上げしていくとの答弁がありました。

地元産野菜の学校給食への供給体制についてただされ、生産者の方々の健康面での問題から、28年9月以降、供給量がかなり落ち込んでいる。29年度から生産者組合以外の方にも供給していただける方を発掘していきたい旨の答弁がありました。

トマトや里芋など、生産農家も多いことから、積極的に取り入れられないかとただされ、27年度は一定量納入があったが、28年度については両方ともゼロとなっている。給食という性質上、一度に大量に使うこと、また確実に納入していただくことのためには生産者組合の協力が不可欠であり、このような点から、28年度は2品ともゼロになった旨の答弁がありました。

給食費の滞納についてただされ、児童・生徒に配慮しながら、保護者への通知、手紙等で連絡を密にとりながら行っている。27年度は実質3名、小学校で6カ月分、2万3,800円、全体の収納率は99.96%との答弁がありました。

子どもの貧困が大きな社会問題となっている中で、全国的に給食費の無償化や補助をする自治体がふえてきている。近年の状況を把握しているのかとただされ、全国的には無償化に踏み切っている自治体がトータルで10前後あるように聞いている。ただ、財政力を見ると、やはり裕福な状況が背景にあると思われる旨の答弁がありました。

討論では、子どもの貧困が非常に大きな社会問題となっている昨今、全国的にも学校給食の無償化や一部補助を行う自治体が広がっている。その中で、平群町は、新年度から月額200円の引き上げを行う予算となっている。子育て県下ナンバーワンという平群の大変大きな目標に対して逆行するものであり、以上の理由から本予算に反対するとの討論がありました。

一方、毎年材料や予算も考え、また消費税引き上げ時も据え置いてきた200円の値上げはいたし方なく、保護者の方も一定納得しているとの認識をしていることから、賛成の討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(8) 議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算について

本年度は、地域支援事業で、4月より始まる介護・日常生活支援総合事業とあわせて認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療と介護の連携事業等を計上し、予算総額は18億3,256万4,000円となっております。

質疑では、認知症サポーター育成対策についてただされ、28年度は認知症サポーター養成講座の一般向けを5回開催、受講者は約130名、役場職員や各小学校の五、六年生を対象に養成講座を実施、2月には講演会を開催したとの答弁がありました。

新年度予算では、保険給付費、地域支援事業も含めて17億5,000万円となっている。しかし、計画では21億4,200万円で、その差は3億9,200万円で、計画の81.7%の予算となっており、第6期の各年度の計画と27年度の実績、28年度実績見込みも大きく下がっている。なぜこのような計画にしたのかとただされ、計画は国のワークシートに基づいて、過年度の高齢者の伸び、サービスの利用量、認定率等で最大値での必要経費を出し、3年間の推計を立てていく。乖離はあくまで結果として出したもので、計画は統計学に基づいた推計を用いている旨の答弁がありました。

第6期計画と実績、実績見込み、予算を見ると、8億6,349万円下回る。これの22%が1号被保険者の保険料であることから、1億8,996万8,000円が保険料としてもらい過ぎたのではないかとただされ、65歳以上の方が計画より上回ったことから、保険料が計画よりも予算のほうが伸びている旨の答弁がありました。

認知症総合支援事業の事業・業務委託料795万円の内容についてただされ、事業内容として、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制として、認知症初期集中チームを構築し、ハートランド信貴山との連携する中で、認知症に対する理解や対応の検討、ガイドブックやパンフレットの作成等を検討している旨の答弁がありました。

討論では、第6期は計画が実績や予算とこれまでになく乖離している。27年度決算で88.1%、28年度決算見込みで84.7%、新年度予算では81.7%となっている。このままでいくと、1号被保険者は第6期の3年間で約1億9,000万円保険料を払い過ぎたことになる。明らかに保険料設定が間違っているということ。これを是正することもなく、このまま保険料を徴収することは、1号被保険者に対する背信行為であり、この間指摘してきた不公平な保険料の見直しも拒否するなど、間違った計画による保険料徴収の是正をする姿勢が全くないことから本予算については反対するとの討論がありました。

一方で、介護保険料は基本的に3年を1期として、黒字が出た場合は次期で上がり幅を抑えていくことが介護保険法で定められており、29年度は第6期の最後の予算となる。29年度は介護予防や包括支援事業、任意事業を28年度より385万8,000円増額するなど、支援活動に力を入れた予算となっていることから29年度予算に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(9) 議案第21号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

奨学資金の貸し付けを行うことで就学機会の確保と有能な人材育成をするため、引き続き実施するものです。予算総額は92万3,000円となっています。

質疑では、近年の貸し付け状況と近隣の制度の有無についてただされ、ここ数年、申請者がいない状態であること、また近隣では、平群町と王寺町のみ実施しているとの答弁がありました。

制度自体について、今後検討する余地があるのではないかとただされ、県下39市町村のうち14市町村がこの制度を実施しており、内容についてはそれぞれの市町村で変わる。教育委員会としては、教育の機会均等を図るということで、制度を実施している。もうしばらくは行っていきたい。今後の運営については、王寺町とも連携をとりながら進めている旨の答弁がありました。

討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(10) 議案第22号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

本年度は、広域連合納付金に係る事務負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費等を計上、なお、人間ドック等助成については、国民健康保険同様、日帰り2万円、1泊以上3万円、一会計1区分に変更し、予算総額は3億5,457万5,000円となっています。

質疑、討論なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査の結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成29年3月22日
予算審査特別委員会
委員長 植田 いずみ

○議長

御苦労さまでした。

4時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時57分)

再 開 (午後 4時11分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。稲月君。

○5 番

29年度の一般会計予算案について反対をいたします。

新年度予算案は、単年度実質収支で見れば、土地の売却収入、財政調整基金の取り崩しも含め、3億9,171万1,000円もの歳入不足の予算編成となっております。売り払おうとする土地も若葉台住民に十分説明もなく、住民が知らない間にネットオークションにかけるなど、住民無視の態度で実行されるなども明らかになってまいりました。平群町の財政状況は、平成19年度から国の方針がそれまでと打って変わって地方交付税をもとに戻すとともに、各種交付税を自治体に交付するなどの中で、単年度収支は黒字が続いています。ところが、その一方で、財政が大変だと、これまで町が積み重ねてきました福祉施策の切り捨て、こういったことを一気にやりました。そして、住民負担を一気にふやしたことと相まって人口が減少する、特に年少人口、現役世帯の比率が極端に低くなってしまい、平成20年度には12億5,000万あった個人住民税が昨年度決算では9億8,000万まで、2億7,000万円、22%も落ち込むという現象があらわれました。新年度の予算案でも9億6,400万円の計上となっております。このような状況の中では、当然、若者世帯の定

住化を図る実効ある施策の展開と徹底した無駄の削減が求められます。

定住化の点では、不妊治療の助成や産前・産後のケア事業といった若い世帯を応援する新たな施策、また高齢者や小さな子ども連れのお母さんたち、障がいを持った人たちも安心して外出できるまちづくりの一環として、住民運動の大きな後押しもあって、東山駅のバリアフリー化の予算計上など、前進面もありました。

しかしながら、今年度当初予算案と同様に、町の総合戦略、若者が住みたくなる、子育てしたくなる、新たな雇用と交流、地域を守り、地域をつなぐ、この四つの基本目標を具体化した施策や事業は見受けられません。

また、固定資産税の超過税率に象徴的にあらわれております住民負担増、1 昨年の12月議会でも議員7人の賛成で段階的に標準税率に戻す議案が可決したにもかかわらず、町長は再議にかけ、超過税率を押し通し、導入当初の当面の約束もほごにして、今後も超過税率で取り続ける姿勢を続けておられます。

また、新年度予算案に盛り込まれました印鑑証明や住民票、また課税証明をコンビニで交付できるようにする事業については、導入時に町単独の負担額約4,300万円、導入後の毎年の経費が760万円かかります。これにもかかわらず、これらの証明書発行手数料の年間収入は560万円、その差は200万円のマイナスとなります。また、コンビニで利用するのに必要なマイナンバーカードの取得者は、現在、住民の1割しかおられません。費用対効果から見ても、どう考えても無駄であると言えません。幾ら国が進める事業であっても、多額の経費を使い、住民にとってサービス向上となりにくい、このような事業はやめるべきでございます。

さらに、隅から隅まで無駄を省く、経費を節減するという点においても不十分な予算案となっております。このような予算編成、行政姿勢では、住民の暮らしも町財政もますます悪循環に陥ってまいります。

以上のことから、29年度の新年度一般会計予算については反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○1番

議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成29年度平群町一般会計予算は、厳しい行財政の中で、いかに無駄をなくして効率を上げるのかという努力が数字となってあらわされたものであります。新年度の予算編成を総合的に分析しましたところ、次世代に引き継ぐまち

づくりのために優先順位を決め、細部にわたり適正な予算配分が行われているとともに、新たな財政健全化計画と言うにふさわしいスリムな予算書であると判断いたしました。

また、住民さんからの声を反映した一般不妊治療への助成やコンビニで印鑑証明や税務情報が発行できるシステムの導入、各学校のトイレ改修やエアコンの設置などはまことに敬意を表するところでございます。

そして、いよいよ文化センター・図書館建設も実施設計委託業務等が予算措置されたことにより、不安要素であった公民館等の耐震化問題を払拭することができました。よって、私は平成29年度平群町一般会計予算について賛成といたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○4番

本予算案に反対の立場で討論いたします。

本町の財政状況を見ると、先ほどもありましたように、個人住民税は年々減少しており、予算総額に占める臨時職員の賃金を含む人件費は27%、また公債費を加えると、42%を超えるものになっております。中身を見ると総花的で、前例主義そのもので、ゼロベースになっておりません。相も変わらず積み上げによる予算編成になっていることは、まことに残念であります。民間でも役所でも事業の優先順位が求められ、選択と集中が大切であります。町の財政は逼迫しており、あれもこれもできるわけではありません。あれかこれか、事業選別が求められます。町長初め職員の皆様には猛省を促すものであります。

さて、さきの予算委員会でも申し上げましたが、文化センター・図書館建設のことですが、設計委託料9,000万円が計上されておりますが、町が示している建設場所の1人の地権者と換地場所に確約書があることが明らかになりました。私は、換地のめどがついてから、また国保税引き上げ後の納税通知書が住民の皆様が届いてから、住民の反応といいますか、意向を見てから具体的な設計に着手、業者に発注してはどうかと申し上げましたところ、可決後にすぐに諸手続、業者に発注する旨の答弁がありました。普通であれば、土地の確保ができていないか、あるいは土地の確保が担保できる書面があったり確約できてから設計するものです。そうでないと、土地の確保ができなくなると設計が無駄になるわけでありまして。誰が考えても当たり前のことではないでしょうか。土地が決まってからでよいのではありませんか。町長はなぜそんなに急ぐのか、不思議でなりません。

このことは、私の予算案の採決の意思表示の大事なポイントでありますことから、また後日、議員として責任を問われる事態になるおそれがあることから、その地権者の方に3月8日、電話で換地についての意向を確認しましたところ、町長や担当の方がお越しになられたときに、現在の場所から換地は困る。応じられないと、きっぱりお断りしたということでございます。その考えは今も変わらないということでございます。

このことで、予算案じゃなく、岩崎町長の物事の進め方が問題だらけで、人間性を疑わざるを得ません。赤信号でアクセルを踏むような町長の姿勢は、私には背任行為に映り、看過できるものではありません。もしこの確約書の存在を副町長、教育長、担当の職員の方が御存じであれば罪深いと言わざるを得ません。また逆に、御存じなければ、別の問題があるように思われます。

確認書の法的な有用性はわかりませんが、万が一、換地がうまくいかず、駅周事業に影響が出たり、文化センター・図書館の設計が大幅に変更になったり取りやめになったりすると、設計事務所だけでなく、補助金に御尽力いただいている国や県の方は平群町のことをどう思われるでしょうか。岩崎町長が信用をなくすだけでは済まされないわけで、平群町はお金を無駄にし、信用をなくすおそれがある本予算案に断固反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。下中君。

○11番

議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算案については賛成の立場で討論いたします。

29年度、新年度予算は、未確定財源、土地売払収入予算も含む約3億4,000万余りを組み入れた厳しい予算編成であり、ここ数年来続く財政状況の悪化を如実に物語っており、この正常とは言いがたい予算編成を一刻も早く解消し、健全な状況をつくり上げ、収支均衡のとれた予算編成のために、町長を先頭に、全職員は最大限の努力を傾注していただくよう、まず冒頭申し上げたいと思います。

さて、新年度予算案、歳入面については、減少傾向にある町税収入においても、その減少額を最小限に食いとめ、自主財源、依存財源ともにほぼ前年度並みを確保された予算計上と認められます。また、歳出面では、苦しい財政の中、次世代に引き継ぐまちづくりのために必要となる投資的事業にも一定の予算が計上されております。特に、政策的事業として最終年度を迎える駅周事業や、公共施設の統廃合、コンパクトシティを目指した方針とともに、新文化センター建設事業への予算配分を初め、納税者の利便性確保のためのコンビニ交付対応

経費や、新たに一般不妊治療への助成にも所要の予算が計上されております。

また、小さい子ども様からお年寄りまで、住民の皆様の日々の生活、暮らしが安全で安心できる住民生活に直結した部分についても、前年度の数字を下回ることなく予算措置されております。特に、まちづくりの指針である第5次総合計画や地方創生総合戦略に掲げた各施策についても、十分とは言えないが、一定の予算が計上されています。次世代へ引き継ぐまちづくりに取り組み、さらなる財源確保に努めるとともに、予算の執行に当たっては十二分に意を払い、厳正な執行を付して、平成29年度平群町一般会計予算案には賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

では、平成29年度一般会計予算案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回の予算案は、これまでよりさらに緊縮財政です。数年後のことを考えるとやむを得ないでしょう。しかしながら、平群駅前文化ホール建設の設計委託料9,000万円が入っています。この予算が認められれば、実質建設開始になります。約10年前、平群には借金84億円と校舎の隠れ借金がありました。そして、5年前、隠れ借金が確定し、町の借金は120億円になりました。この間、住民サービスカット、委員報酬カット、補助金カット、議員報酬カット、職員給与カットなど、緊縮財政を続けてきたにもかかわらず、借金はふえ続け、平成27年度末で136億円になりました。

井戸太郎試算、私の試算では、文化ホール建設で実質155億円になると見られます。これには、3,000ピコ以下のダイオキシン処理費用など、隠れ借金を含んでおります。それに対して貯金はゼロ。毎年11億円を超えるローンの返済があります。これが滞るとデフォルトになります。多重ローンの返済で、今でも首が回らない状態であるのに、3年後以降、今より年間3億円ほど足りないことになります。

このような状況にもかかわらず、町は一切借金の返済方法を具体的にできていません。また、返済について、予算委員会でも話し合われませんでした。大変厳しい言葉のみでした。

さきの全員協議会、町長のミニコミ誌、賛成を表明している議員からも、返済に対する具体策はありませんでした。私からすれば、あり得ないことが現実になろうとしています。返済方法を具体的にしっかり考えて議論してから建設に取りかかるべきであると考えます。もし返済方法がなければ、いかに安く公

民館老朽化問題を解決できるかを考える必要があるからです。

例えばですけども、いろいろなパターンがある中で、二つだけパターンを示させていただきますと、今ある公民館の耐震大規模改修をして、駅前ですね、これを解決するために、町が3億円ほどの損切りを行い、駅前土地6,000平方メートルを駅前基準価格ではなく実勢価格によってデベロッパーの募集を行います。ほかの案としては、どうしても公民館を平群駅前につくるという場合であれば、建設時期を数年ずらし、平群駅周辺整備事業、平群町負担分約30億円などの借金を落ちつかせてから建設に着手します。借金の返済のピークをずらす考え方であります。このように、いろいろなことが考えられる中で、きっちり議論をまだできていないということで反対をさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。高幣君。

○9番

町から御提案の議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

平成29年度予算額は67億4,000万円で、前年度予算、約74億と比較しても、約6億8,000万の緊縮と見られます。そういうふうな予算編成であります。町税が減収の中での予算編成には、相当、予算担当部局も御苦勞なされたことだと思います。また、その中で、29年度の未確定財源が約3億円と、こんなふうに編成されております。今後、この未確定財源をどのように対応されるかは苦勞のもとだと私は思っております。

しかし、29年度は本町最大の課題である平群駅前開発の最終年度であり、関係部門の御苦勞には謝意を申し上げます。一方、国や県の各種の補助については、町として前向きな交渉が行われていると、歳入にも反映されているようです。いろいろと財政不安の本町を考えると、歳入をいかに伸ばすかが課題であります。

その一つに、予算書を眺めると、税等の滞納繰越というものが見えているわけです。この徴収について、どういうふうに考えるか再考すべきではないかと考えます。

歳出面では、29年度は、私の一般質問で申し上げている国民文化祭の年であり、他市町村の方々の受け入れ体制は、観光客でもある方々への町単費での力を入れてほしかったなど、こんなふうにも考えております。今後、その観光客の活力を迎えられるよう配慮していただき、人の呼び込みを考える予算編成を考えてほしいと。

例えば、国民文化祭を迎え、駅前の新文化センターへの準備予算も確定の方

向が少しは見えてまいりました。本来は、国民文化祭に新文化センターが欲しいところでしたが、方向性が見えた予算であるということが確認できました。期待いたしております。

これからも厳しい毎年であります。本町の財政事情の中での予算編成は、人口減が進む平群町のことを考えた予算編成をお願いしたいと思っております。そういうふうな視点から見て、本予算に対しては賛成と申し上げます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第13号 平成29年度平群町一般会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。稲月君。

○5番

議案第15号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算には反対をいたします。

住民生活を脅かしかねない国民健康保険税の大幅引き上げ、これについては承服できません。この予算は、国保税を現行の1.6倍、総額2億5,000万円の増額が先にありきの予算編成となっています。本来ならば、歳出の見込みを立てて税額を計上すべきところ、そうはしなかったということで、予備費に2,000万円余りも計上せざるを得なくなったというものでございます。

また、一般被保険者の療養給付費の伸びを今年度決算見込み比6.2%増にしていることについても、少しでも増税額を減らそうとする、そういう姿勢が全くないということを示しております。このような住民生活を、住民の医療を受ける権利も脅かしていくような引き上げを含んだ本予算には反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○1番

平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回御用意いただきました資料４５をもとに、平成２０年度以降の国保税率に関する議会の動向及び財政状況は一定理解することができました。年度末剰余金の増減を分析しますと、資産割廃止を含めた４年度連続の引き下げをされたというのも一定納得をいたすところですが、現状を生み出した原因であることは言うまでもありません。将来的に、国や県が累積赤字の救済措置をとるようなことは現時点では未確定であり、平群町一般会計からの流用も見込めないことから、これ以上の累積赤字を重ねてしまうと数年のうちに国保税加入者を圧迫するだけでなく、医療機関へ支払う給付費が現金で支払えなくなり、住民全体の問題に肥大化してしまうでしょう。

私も、国保加入者の一員として、相互扶助の精神にのっとり、増税された分は、医療費を本当に必要とされている住民さんを助けるために使ってください、また２９年度末に剰余金が出た場合は、２８年度の赤字を速やかに消し込んでいただきたいという趣旨を申し添えまして賛成といたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。下中君。

○１１番

議案第１５号 平成２９年度平群町国民健康保険特別会計予算については賛成の立場で討論をいたします。

ここの会計の歳出は、ほとんどの部分を医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金が占めており、そのうちの約７割から８割が医療給付費であります。

医療給付費は、いわゆる出来高払いで、支出を抑えることが困難な状況にあります。また、歳入面においても既に多くの助成を受けており、その額は一定の決まり事で助成されているようであります。現行の制度上では、さらなる助成を得ることは困難な状況であります。

平成２０年度に増税があったものの、余った分は基金に積み立てされ、医療費が拡大しているにもかかわらず、この基金を活用し、これまで安い税金で医療機関にかかることができました。しかしながら、基金が底をついた以上、それ相応の税金を払わなければなりません。ただ、今日まで非常に安い税金であったからだと言っても、今回の税率改正により、非常に上がり幅が大きく、家計において対応していけるのかの不安が生じているのも事実であります。

医療費を使っているのは、今、国保に加入している人たちであり、その負担を後世に残したくない強い思いもまた一方にございます。

２８年度においても２億円以上の赤字が見込まれているようであり、今後、これ以上の赤字をふやすべきではありません。また、たとえ歳出が見込みより

少なくなり、黒字が発生したとしても、加入者にいずれ還元されるものであり、今回は非常に厳しい選択ではありますが、本予算案には賛成いたします。

加えて申し上げますが、国保の現状は非常に厳しく、この先、長寿社会である以上、後期も含め、国保税を上げざるを得ない仕組みとなっております。この制度の改革を政府に強く働きかけていただくことを町長にお願いをし、平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算には賛成といたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第15号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 平成29年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

平成29年度水道事業会計予算については、意見をつけて賛成いたします。

この間、県営水道の値下げがあり、当然、その経費減については住民の皆さんに還元すべきと、この間、主張してきました。このことは、住民第一の町政を推進する上で正しかったと考えています。その上で、ことし10月から上水

道の取水を全て県営水道に頼ることになったこと。そのために、町の浄水場撤去などで特別損失がこの事業予算では9,677万2,000円も出ることもあります。そういうこともあり、住民の還元については、今後の会計状況も見て判断すべきと考えます。

そういう立場から、新年度水道事業会計予算については賛成いたします。
以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成29年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 平成29年度平群町下水道事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成29年度平群町下水道事業特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

ここで時間延長、午後7時までといたします。

続きまして、議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。稲月君。

○5 番

議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算について、反対の立場で討論に参加をします。

今、子どもの貧困が大変大きな社会問題になっております。こんな中で、子どもたちが安心して食べられる、そういう学校生活が安心して送れるような施策が必要になっています。全国各地では、学校給食費の無料化、また一部を補助をするという、そういう自治体が広がってきております。このような状況の中で、平群町では、新年度から学校給食費を月額200円の引き上げをするという今度の本予算案に反映をされております。これは、子育て県下ナンバーワンに逆行するもので、到底容認することはできません。

以上のことから、本予算には反対をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。山本君。

○1 番

議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

毎年、材料なども地産地消ということで、非常によく検討していただきまして、中には農家の方々のいろんな問題がございまして、なかなか一定量の食材をそろえることができないという答えもございましたが、そこは何とか一生懸命お願いしていただいて、今後、これまでどおりに地産地消を進めていっていただくという意見もいただいております。

そして、給食費の200円アップということも一定保護者の方からも御理解をいただいております、消費税のアップのときも据え置きしておきまして、ぎりぎりの選択だったと思います。

以上のことから、この特別会計予算については賛成といたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

午後5時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時48分)

再 開 (午後 5時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

私ね、この委員長報告で、質疑ではというところで、認知症サポーター育成対策についてただされておりますが、私も委員外発言で質問をさせていただき、この認知症サポーター、平群町、大変御努力いただいておりますので、28年度の開催数と受講者数を確認をいたしましたところ、大変数値的に不明確でありましたので、後ほど資料請求をさせていただき、終了後、資料をいただきましたが、委員長も御確認をいただいておりますが、その数値と、今回ここに書かれてる部分の数値とが整合性がないと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

植田君。

○予算審査特別委員長（植田いずみ）

ただいま、窪委員のほうからの委員長報告に対する御質問ですけれども、私もテープも起こしながら、今回の委員長報告をつくっております。そういう中で、今、御質問がありましたんで、再度確認をしたいと思いますので、すいませんが議長、しばらくの間、休憩とっていただけますか。

○議長

5時15分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 5時06分）

再 開 （午後 5時15分）

○議長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

（ブー）

○議長

植田予算委員長。

○予算審査特別委員長（植田いずみ）

ただいま休憩いただきまして、当局のほうと担当課のほうと確認をいたしました。資料と答弁に食い違いがあるということで、正しい報告を担当課のほうからするということですので、お願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

大変貴重な時間をとっていただき、大変申しわけございませんでした。

当初、記載のとおり、誤った答弁をしておりましたが、改めて資料を各議員さんにお配りをさせていただきました。その資料と整合性がとれていなかったということで訂正をお願いをいたします。読み上げていきますので、御訂正、よろしくをお願いをいたします。

「質疑では、認知症サポーター育成対策についてただされ、28年度は認知症サポーター養成講座の一般向けを9回開催、受講者は180名、役場職員や各小学校の五、六年を対象に養成講座を実施し、合計371人受講され、2月に講演会を開催したとの答弁がありました」と。

大変申しわけございません。修正よろしくをお願いをいたします。

○議長

植田委員長。

○ 予算審査特別委員長（植田いずみ）

ただいま担当課長のほうから修正の申し出がありましたので、そのようにしたいと思います。

○ 議長

窪君。

○ 10 番

ありがとうございます。

資料と大変違いましたので、特に福祉課、サポーター養成講座、頑張っているだけですので、今後、また数値に関しては正確を期していただくことを今後お願いしておきたいと思います。

○ 議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。稲月君。

○ 5 番

議案第20号 介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

29年度は、第6期の介護保険の計画の最終年度になります。第6期計画は、実績や予算とこれまでになく乖離をしております。昨年度決算は、計画比で88.8%、今年度決算見込みは84.7%、新年度については81.7%と見込んでいます。予算で試算をしてみると、1号被保険者は、この3年間で約1億9,000万円もの保険料を払い過ぎたということになります。明らかに1号被保険者の保険料の設定が間違っていたということとなります。これを是正することなく、このまま保険料を徴収するということは、1号被保険者に対する背信行為とも言えます。この間、この問題については指摘をしてまいりました。この不公平な保険料設定の見直しを当局は拒否をしておられます。この間違った計画による保険料徴収を是正する姿勢がないことから、この本予算には反対をいたします。

○ 議長

ほかにございませんか。山本君。

○ 1 番

議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算につきまして、第6期介護保険策定委員会の御意見を尊重し、賛成の立場で討論いたします。

介護保険料は、基本的に3年を1期として、黒字が出た場合は、次の期で上がり幅を抑えていくことが介護保険法でも定められており、平成29年度が第6期最後の予算となります。平成29年度予算では、介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートする包括的支援事業、任意事業費を平成28年度予算より385万8,000円増額していることなどから、さらに支援活動に力を入れている予算となっています。そういうところから、議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算につきまして、賛成といたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして

日程第12 発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第1号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年3月22日

提出者 窪 和子

賛成者 高 幣 幸 生

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防

災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのW i - F i 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

無料公衆無線LAN（W i - F i）環境の整備促進を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長より朗読をしていただきましたが、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、通信環境の整備、とりわけ無料W i - F i の整備が喫緊の課題であります。昨年、訪日外国人観光客は2,000万人を突破しましたが、一方で、日本旅行中の外国人が最も困ったことに、無料公衆無線LAN環境の未整備があり、政府は2020年までに約3万箇所のW i - F i 環境整備を目標としております。

意見書は、訪日外国人の増加に加えて、障がいのある人への情報提供や災害時の防災拠点となる公共施設での通信手段確保という観点から、W i - F i の整備促進を一層強化することなどを求める意見書（案）でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第1号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第13 発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第2号

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年3月22日

提出者 植田 いずみ

賛成者 稲月 敏子

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案）

安倍政権は、「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案を今通常国会で成立させようとしています。これまで過去3度国会に提出し、そのたびに国民の大きな反対によって廃案になったものです。政府は2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにむけての「テロ対策」を前面に押し出し、国際組織犯罪防止条約を批准するために、共謀罪の導入が不可欠だと説明していますが、現行法で批准は可能であり、新たに法案をつくる必要はないといわれています。

第一に「共謀罪」法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案です。近代刑法では、犯罪行為により被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則です。しかし、「共謀罪」は「話し合い・合意」を処罰するため、その内心に踏み込んで捜査することになります。今回の法案は「準備行為」を加えて処罰条件を限定していると言われていたようですが、「準備行為」

が無限定なものであることや、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。

第二に政府は「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変え、「テロ対策」を強調しています。しかし、法案の原案では犯罪の要件に「テロ目的」などの記載は全くありません。

また、今回、対象を「団体」から「組織的犯罪集団」とし、その対象をテロ組織、暴力団、薬物密売組織をあげています。しかし、野党からのこの三つに限定されるのかとの質問に、金田法相は「それ以外のものも含まれる場合がある」と明言するなど、その定義が不明確なため判断は捜査機関に委ねられ、市民団体や労働団体も対象にされかねません。

第三に「共謀罪」は警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。「話し合い・合意」等を捜査するには、市民からの情報提供、会話そのものの盗聴などが考えられます。情報提供の推進は戦前の「隣組」のような住民同士の相互監視による「密告」社会を生み出し、日常的な盗聴捜査がおこなわれる、あるいは物的証拠が乏しいため、自白の強要などの冤罪を増やす危険があります。

以上のように「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）は国民の監視と密告による弾圧を可能にする社会をつくる法律に他なりません。「テロ防止」などを口実に自由な言論や民主主義を制約することは許されません。戦後70年余、日本国憲法のもとで定着してきた自由と人権、そして民主主義を守るため「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○6 番

今、局長のほうを読み上げていただきました。

この問題、昨日、安倍内閣は、「共謀罪」を「テロ等準備罪」に名称を変えて閣議決定をし、国会に提出をいたしました。過去の法案で共謀とされていた部分が計画に置きかえられました。しかし、言葉を変えても、2人以上の計画したものとは、法的には犯罪を共謀したものと同一意味であり、犯罪の決意、すなわち合意、計画の共有を処罰対象とする共謀罪の本質には変わりがないこと。また、共謀、計画が犯罪となるには、相談、謀議が行われるだけではだめで、合意の成立が不可欠です。合意とは、犯罪の決意の共有であり、まさに内心の事柄です。そのことを処罰の対象とすることが共謀罪の本質です。

例えば、「あのゲームを盗みたい」、「あいつを殴ってやりたい」などの内

心の悪い意思だけでは犯罪にはならない。すなわち、処罰の対象にならないのが近代刑法の根本原則とされています。それを合意のみで処罰をする。個人の自由と国の刑罰権の関係を大逆転し、これは刑罰権の究極の拡大を意味します。

また、捜査のための警察犬、捜査権限の拡大、盗聴・盗撮・内偵・街頭のカメラや高性能指向マイクなどにもつながり、街頭の会話までが監視対象になると、日弁連、あるいは刑法学者、憲法学者、そして多くの国民から、そういう意味では警告、疑念が持たれています。メールやラインも監視の対象です。

共謀罪のねらいは、警察権限の拡大による国民監視の強化にほかなりません。戦争できる権限をつくった安保法制、いわゆる戦争法、軍事・外交情報を国民に閉ざす秘密保護法、そして国民の抵抗を押さえつけるための今回のテロ等準備罪（共謀罪）は、戦争する国へと突き進む危険性が非常に高いこと、またこれは、思想及び良心の自由を保障した憲法19条に背く違憲立法であることから、意見書への賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。城内君。

○2番

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案）に反対の討論をいたします。

組織犯罪処罰法改正案の目的は、テロ対策を強化するためであり、特に2020年の東京オリンピック・パラリンピックをテロの標的にしてはなりません。国内法を整備することで、187カ国が協力する国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結し、捜査共助や犯人引き渡しなどの連携が可能となります。現時点で国際加盟国で条約締結していないのは、日本を含む11カ国であり、日本がテロ防止に向けた締結国会議に参加できないという意味では情報不足になると思います。

また、同案で新設されるテロ等準備罪の対象が一般人にならないことをさらに明確にするため、当初案の組織的犯罪集団を「テロリズム集団、その他の組織的犯罪集団」に修正いたしております。さらに、対象犯罪の数も676から

277に縮減したほか、犯罪の成立は内心の防衛だけでなく、組織的犯罪集団が重大犯罪の計画をし、準備行為という客観的事実が必要とされ、大きな歯どめがかかっていると思います。

その上で、以前と比べ、テロの危険性が現実化している中、テロ対策の具体的な対応をしなければ、まことに無責任とのそしりを受けても仕方がないと思います。過去、幾たびかの廃案の事実を踏まえて、この意見書案には反対とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。稲月君。

○5 番

私は、この意見書に賛成の立場で討論します。

テロというのは、絶対に許してはならない犯罪だと私も強く思っております。しかしながら、昨日上程をされましたこの法案については、この法案の目的を規定をした第1条にはテロの文言は一切ありません。そもそも、テロ対策とする法案の一つは矛盾があるということです。

それと、出された政権は、テロを起こしてからでは手おくれだから、起こす前に捕まえろと、こういうものであると思うんですけども、私たち人間は、決して神様ではありません。警察官にしても裁判官にしても人間です。だから、他人の心の中をのぞき込むこと、そんな能力は決してございません。だから、犯罪を企てたということだけで犯罪にしてしまう、処罰をするという、このことはできないというふうに考えます。企てたことを自白をさせるためには、大変強引な取り調べがまかり通ってくると。その結果は、自白を強要し、冤罪を多数生み出してしまおうという結果になってしまいます。

そしてまた、目配せをただけでも犯罪が成立をするという中身です。例えば、目配せをした2人がいて、その後、その1人がATMでお金をおろしたと。そしたら、おまえたちは犯罪の相談をしたな。今、おまえはその資金を準備をしたとしてとらまえることができ、罪にすることができるというこの法律案です。警察官や検察官が目配せによって犯罪を相談したことをどのように証明をするのでしょうか。これも自白しかなく、強引な自白に追い込み、冤罪を生み出してしまいます。捜査も裁判も神ではなく、人間が行ってまいります。だから、冤罪を避けるために、近代法では、捜査官や裁判官に懐疑的であり、刑罰の範囲についても謙抑的につくられているのです。

このテロ等準備罪は、まさに近代法の大原則を破壊をしていくおそれのあるものです。このようなものをつくらなくても、重大犯罪、殺人や強盗、放火、テロについては、未遂前に処罰ができる、現在でも国内法が既に制定をされて

います。もしテロを相談し、準備した人がいたならば、現行法をもって処罰することが可能になります。国際連合条約の批准にも、改めて法律をつくるということはしなくても、今の現行法だけで批准は可能であるというのが定説となっています。

テロ防止のためという理由で、国民の日常会話、内心まで監視、処罰することになる、このようなテロ等準備罪のこの法案は、絶対に国会を通してはなりません。私は、この本意見書には賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数です。よって、発議第2号「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案阻止を求める意見書（案）は否決されました。

続きまして

日程第14 発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第3号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年3月22日

提出者 井 戸 太 郎
賛成者 山 本 隆 史
" 森 田 勝

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が各段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。井戸君。

○3 番

市と違い、町村の議員のなり手は全国的に不足しています。より多くの人材が参入するためには最低限の待遇が必要だと考えます。御協力よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

この意見書については、一言意見を言わせていただきます。

地方議員の社会保険加入については、さまざまな角度から検討する必要があると考えています。

一つは、企業負担。地方議員で言えば自治体ということになりますけれども、議員が社会保険に加入すればですね、企業負担部分については当該の自治体が負担することになります。本町では、町財政の負担がふえるということになります。

二つ目は、議員歳費が市議会議員と町村議会議員では大きな差があること。

三つ目は、町村議会議員は市議会議員より平均年齢が10歳も高くですね、年金を既に受けている議員が多いことです。

これらのことから、月額50万円以上ある市議会議員、近隣では生駒市や郡山市、また奈良市などでは、その歳費で年金基金の活用も可能でありますし、社会保険への加入は必要ないのではないかというふうに考えます。

一方、議員歳費が月額30万円未満がほとんどの市町村議会、そこでは、若い現役世代の選任の議員活動をする議員にとってはですね、議員年金制度が廃止された中で、今の現状では必要だというふうに理解します。今回の意見書は地方議員全体に係る内容になっていますが、私どもの平群町も含め、現役の若い人たちが町村議会にも挑戦しやすい環境をつくる、また安心して議員活動を進める、そのためには必要という立場から、国において、これらの事情も考慮して進められることを期待する意見を付して賛成といたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度へ

の加入を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きますして

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町長

3月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月2日より本日まで21日間の会期におきまして、平成29年度予算を初め、全ての上程案件につきまして慎重審議いただき、議決・承認を賜り、まことにありがとうございました。

特に、今議会では、懸案となっておりました国民健康保険税の税率引き上げの条例につきましては、国保加入者の皆様に多大な御負担をおかけすることになります。将来を見据えた国保財政の安定化を進めるためには、どうしても避けては通れない判断でございました。議員の皆様にとりましても、大変苦しい決断をしていただいたわけでございます。改めてお礼を申し上げます。

また、文化センター・図書館建設に向けての基本設計・実施設計につきましても、熱心な議会の御審議を賜りました。苦しい財政の中での建設となるわけですが、耐震化もできていない老朽化した施設を集約し、高齢者から子どもまで、幅広い世代の皆様にご利用いただける施設として新たに平群駅前に立地することは、必ずや平群の明日の希望に満ちた明るいまちづくりの礎と

なるものでございます。

苦しい道のりとなりますが、この大きな山をともに乗り越えようという決断をいただきましたことに対しまして、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

今年度も残すところがわずかになりましたが、年度末までに28年度の仕事の区切りをしっかりとつけて、来るべき29年度からは心新たに、私を先頭に、各課所属におきまして、それぞれの行政事務の執行に十分意を払い、行財政の健全化を初め、さまざまな懸案事項の解決に全力で立ち向かい、明るい希望に満ちた平群町の未来を町民の皆様とともに築き上げていく覚悟でございます。

議員各位におかれましても、これまで以上に御理解と御協力を賜りますことを改めてお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成29年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時52分)